

国際協力

国際協力は、国が中心となって展開されてきたが、80年代頃から民間(NGO など)や地方自治体もそれに関わるようになってきた。本県では、平成6年度に、二本松市に独立行政法人国際協力機構の青年海外協力隊訓練所が設立されたこともあり、民間、市町村、県などが主体になった国際協力が盛んになっている。

県民の国際協力は、物資の援助、植林、学校の建設や運営、NGO への寄附等の支援、研修生の受入れという形をとることが多い。その内容は、福島県国際交流協会 HP で見ることができる。

(<http://www.worldvillage.org/kouryu/dantai.html>) 市町村や県レベルの国際協力は、以下に示すとおり、研修生の受入れや専門家の派遣という形が主である。

このほかに、途上国や地球的な問題への理解を深める教育(開発教育)を推進する中で、間接的に国際協力が行われている。

草の根技術協力事業(地域提案型・地域活性化特別枠・地域経済活性化特別枠)

県国際課では、平成14年度から17年度まで、海外技術研修員受入事業をより効果的に実施するため、独立行政法人国際協力機構(JICA)の事業採択を受け、草の根技術協力事業を実施した。

○平成22年度からは、福島県立医科大学医学部公衆衛生学講座が中心となり実施する事業が採択され、ベトナムにおける科学的根拠に基づく保健医療サービス向上のための研修等令和3年度まで実施された。

○令和3年度には会津大学が実施する「若者・女性等を対象としたICTスタートアップ人材育成の事業モデル構築」が採択された。令和4年度よりチュニジアのカルタゴ大学と協働して、若者や女性等を対象にICTに関する先端技術や起業に関する研修・演習を行い、若者・女性の起業促進、雇用機会増大や女性活躍の場の拡大を図り、令和7年12月まで、カルタゴ大学高等情報通信技術学院の学生を対象に研修を実施された。

JICA 海外協力隊派遣

(1) 青年海外協力隊(JOCV)事業の沿革と現状

青年海外協力隊(JOCV: Japan Overseas Cooperation Volunteers)事業は、昭和40(1965)年4月、我が国政府の事業として発足した。事業の実施は当時の海外技術協力事業団に委託され、同事業団内に日本青年海外協力隊事務局が設置された。その後、昭和49(1974)年8月、我が国政府が行う国際協力の実施機関として国際協力事業団(JICA、現・国際協力機構)が発足し、青年海外協力隊事業はその主要事業の一つとして引き継がれ、現在に至っている。

さらに、より公平性および透明性の高い事業運営を目指し、2018年度秋募集から制度の再編が行われた。従来の年齢による区分を改め、幅広い職種で応募可能な案件を「一般案件」、一定以上の経験や専門的スキルを要する案件を「シニア案件」とする新たな案件区分が導入された。また、派遣者の総称を「JICA ボランティア」から「JICA 海外協力隊」へ変更した。これは、海外協力隊が担ってきた「日本の顔の見える国際協力」としての役割や、開発途上国における草の根外交の担い手としての意義を、よりの確に表すためのものである。

令和7(2025)年には事業発足60周年を迎え、これまでにアジア、アフリカ、中東、北米・中南米、大洋州、欧州の99か国へ派遣を行ってきた。令和7(2025)年12月31日現在、累計派遣者数は58,533人に達している。現在も1,582名の隊員が世界各地で活動しており、このうち本県出身者は20名である。JICA 海外協力隊は、国際協力を通じて相互理解と信頼関係の構築に寄与し続けている。

(2) 活動分野と職種

JICA ボランティア事業は、日本政府の政府開発援助(ODA)予算により、独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する事業である。開発途上国からの要請(ニーズ)に基づき、それに見合った技術、知識、経験を有し、「開発途上国の人々のために生かしたい」との意欲を持つ者を募集し、選考および派遣前訓練を経て派遣している。本事業の主な目的は、以下の三点である。

- ・ 開発途上国の経済・社会の発展および復興への寄与
- ・ 異文化社会における相互理解の深化と共生の促進

・ボランティア経験の社会への還元

応募対象者は、20歳から69歳までの日本国籍を有する者である。募集は年2回（春・秋）実施され、活動分野は、農林水産、保健衛生、教育・文化、スポーツ、計画・行政など多岐にわたる。自身の有する知識、技術、経験を生かして活動できる点が、JICA 海外協力隊の大きな特徴である。派遣期間は原則2年間であるが、1か月から参加可能な短期派遣制度も設けられている。JICA 海外協力隊には、以下の種類がある。

区分	呼 称	派遣案件
一般案件	青年海外協力隊 海外協力隊 日系社会青年海外協力隊 日系社会海外協力隊	幅広い経験・技能等で応募可能な案件 ※46歳未満の方は青年海外協力隊/日系社会青年海外協力隊として、46歳以上の方は海外協力隊/日系社会海外協力隊として派遣される。
シニア案件	シニア海外協力隊 日系社会シニア海外協力隊	一定以上の経験・技能等が求められる案件 ※年齢による区分を設けず、20歳から69歳までの者が派遣対象となる。

(3) 国別 JICA 海外協力隊派遣数(福島県出身者)

(単位：人)

国 名		派遣中	帰 国	累 計
アジア	マレーシア	0	33	33
	インドネシア	0	21	21
	フィリピン	0	28	28
	タイ	0	16	16
	ベトナム	1	8	9
	中華人民共和国	0	6	6
	インド	0	6	6
	スリランカ	0	15	15
	ミャンマー	0	1	1
	東ティモール	1	3	4
	カンボジア	1	16	17
	ラオス	0	15	15
	バングラデシュ	0	23	23
	モルディブ	0	8	8
	ブータン	0	7	7
	モンゴル	1	13	14
ネパール	0	25	25	
大洋州	ナウル	0	1	1
	バブアニューギニア	0	9	9
	トンガ	0	9	9
	ソロモン	0	10	10
	バヌアツ	0	8	8
	フィジー	0	11	11
	パラオ	1	4	5
	サモア	0	3	3

	キリバス	0	1	1
	ミクロネシア	1	11	12
	マーシャル	0	7	7
中南米	ペルー	0	6	6
	メキシコ	0	8	8
	キューバ	1	0	1
	アルゼンチン	0	5	5
	ブラジル	1	6	7
	チリ	0	7	7
	コロンビア	0	7	7
	ベネズエラ	0	4	4
	ベリーズ	0	3	3
	グアテマラ	0	13	13
	エルサルバドル	1	12	13
	ホンジュラス	0	16	16
	ニカラグア	0	9	9
	コスタリカ	1	6	7
	パナマ	0	7	7
	ボリビア	0	19	19
	ガイアナ	0	3	3
	エクアドル	0	12	12
	パラグアイ	1	18	19
	ウルグアイ	0	1	1
	セントルシア	0	1	1
セントビンセント	0	4	4	
ドミニカ共和国	0	16	16	
ジャマイカ	0	9	9	
欧州	ハンガリー	0	2	2
	ポーランド	0	1	1
	ブルガリア	0	5	5
	タジキスタン	1	0	1
	キルギス	0	5	5
	ウズベキスタン	0	4	4
中東	シリア	0	9	9
	ヨルダン	1	13	14
アフリカ	エジプト	0	5	5
	モロッコ	1	25	26
	チュニジア	0	11	11
	セネガル	0	21	21
	ブルキナファソ	0	5	5
	ニジェール	0	6	6
	ベナン	0	10	10
	リベリア	0	2	2
	ガーナ	2	21	23

カメルーン	0	1	1
ルワンダ	0	5	5
エチオピア	0	12	12
ジブチ	0	5	5
ケニア	0	28	28
タンザニア	1	27	28
ウガンダ	1	13	14
モザンビーク	0	10	10
ザンビア	0	29	29
マダガスカル	2	2	4
ジンバブエ	0	12	12
ナミビア	0	3	3
マラウイ	0	35	35
ボツワナ	0	6	6
総 計	20	843	863

※上記数字は、青年海外協力隊/海外協力隊・シニア海外協力隊・日系社会青年海外協力隊/日系社会海外協力隊・日系社会シニア海外協力隊・調整員

※令和7年12月末日現在「JICA ボランティア実績資料」(JICA 二本松)

うつくしま国際協力大使

本県出身又は本県にゆかりがあつて本県の情報を発信する任を担える JICA 海外協力隊(青年海外協力隊員、シニア海外協力隊など)に、県民と世界の人々との友好の架け橋として、派遣国において本県情報の発信をしてもらうとともに、県民に対し現地の生活・文化等の情報を紹介してもらうもの。

派遣前に県より委嘱状を交付し、帰国後に県へ帰国報告をしてもらう。

(1) 事業概要

ア 福島県各種広報誌を送付し、派遣国での本県紹介の実施。

イ 現地の生活や活動状況などについて、国際課ホームページ「地球探険」での報告。

(2) 実績

平成7年度から令和7年12月末までで、計457名を委嘱。